

# 中島村における農地賃借料情報について

改正農地法の施行(平成21年12月15日)に伴い標準小作料制度が廃止され、前年の農地賃貸借契約の金額(10aあたり)から算出されたものが賃借料の目安として情報提供されます。なお、賃借料情報とするものは農地法及び農業経営基盤強化促進法における利用権設定の申請等によるものです。農地の賃貸借契約の際に参考として下さい。

## ○令和5年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	10,785	12,400	6,200	238件	全て物納で、10aあたり米1俵が176件、米0.5俵が62件でした。
	元村 岡ノ内 松崎 小針 川原田 二子塚 代畑 吉岡					
(旧中田)	浦原	12,400	12,400	12,400	2件	全て物納で、全て10aあたり米1俵でした。
畑	データが少ないため設定できません。賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。					

※1 賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり12,400円で算出しています。

## 令和4年以前の賃借料情報

## ○令和4年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	10,438	10,800	5,000	111件	このうち物納は106件で、10aあたり米1俵が103件、米0.5俵が3件でした。
	元村 岡ノ内 松崎 小針 川原田 二子塚 代畑 吉岡					
(旧中田)	滑津原 浦原	10,800	10,800	10,800	18件	全て物納で、全て10aあたり米1俵でした。
畑	データが少ないため設定できません。賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。					

※1 賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり10,800円で算出しています。

## ○令和3年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	9,155	13,200	4,400	92件	全て物納で、10aあたり米1.5俵が9件、米1.2俵が8件、米1俵が94件、米0.5俵が3件でした。
	元村 岡ノ内 松崎 小針 川原田 二子塚 代畑 吉岡					
(旧中田)	滑津原 浦原	8,800	8,800	8,800	22件	
畑	データが少ないため設定できません。賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。					

※1 賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり8,800円で算出しています。

## ○令和2年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	12,747	18,300	10,000	129件	このうち物納は123件で、10aあたり米1.5俵が11件、米1俵が112件でした。
	元村 岡ノ内 松崎 小針 川原田 二子塚 代畑 吉岡					
畑	データが少ないため設定できません。賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。					

※1 滑津原、浦原地区の田については令和2年における申請等がなかったため含まれておりません。

賃貸借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり12,200円で算出しています。

○平成21年度標準小作料(改正農地法の施行前(平成21年12月14日まで適用))

農地区分	単位	金額(円)	備考
田	上田	10aあたり	20,000
	中田	10aあたり	16,000
畑	普通畑・特定畑	標準額を定めませんので、双方の話し合いで決めてください。	